

持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議運営要領

第1 趣旨

昨今、持続可能な食料生産や消費の推進に関し、関係者が広く参画し、対話を進めながら変革の道筋を立てることが国際的に求められている。令和3年9月に開催されたG20 農業大臣会合では、持続可能で強靱な食料システムへの変革にあたり、各地の文化、歴史、生産システム、消費形態、伝統を考慮しつつ、革新的な技術に携わるスタートアップ企業や中小企業への投資促進、農業のデジタル変革や農業者への知識伝達が重要とされた。また、同月に開催された国連食料システムサミットでは、国連事務総長から、持続可能な食料生産システムへの変革を促進するため、全ての人々をSDGsの達成に関与させなければならないとの行動宣言が出された。

持続可能な食料システムに関する国際的な動向に対応し、我が国の実情に合った変革を具体化していくため、我が国の食品製造、食品流通、外食、金融、商社や経済団体、農業団体、消費者団体、NGO等、食料のサプライチェーン関係者が対話し、情報・認識を共有するとともに、具体的な行動について発信する場として、「持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議」（以下「円卓会議」という。）を設置する。

第2 メンバー

円卓会議のメンバーは、別紙のとおりとする。

第3 運営

- 1 円卓会議の事務局は、円卓会議のメンバーの所属企業・団体の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループが担当する。
- 2 円卓会議の司会・進行は、事務局が行う。
- 3 会議において配付された資料は、原則として、公表する。ただし、メンバーが非公表の扱いを希望する場合には、非公表とする。
- 4 会議終了後、各発言者の確認を経た上で、会議の議事要旨を公表する。なお、自由闊達な議論を行うため、発言者の氏名は非公表とする。

第4 作業部会

- 1 円卓会議の下に、作業部会を設置する。
- 2 作業部会の新設及びそのテーマは、事務局又は円卓会議のメンバーの提案により、円卓会議で決定する。作業部会の廃止についても同様とする。
- 3 円卓会議のメンバーは、原則として、事務担当者を少なくともいずれか1つの作業部会に参加させることとする。また、作業部会には、円卓会議のメンバー以外の企業・団体の者も参加できることとする。
- 4 作業部会の運営ルールは、それぞれの作業部会が定める。
- 5 作業部会は、定期的に、円卓会議に作業の状況や成果について報告する。

第5 その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が円卓会議のメンバーに諮って定める。